

第5回 上牧町まちづくり基本条例検証委員会 議事録

【日 時】平成31年1月10日 午前9時30分～午前11時45分

【場 所】上牧町役場 3階 委員会室

【出席委員】

区分	氏名	所属等
学識経験者	新川 達郎	同志社大学大学院 教授
	中川 幾郎	帝塚山大学 名誉教授
	土山 希美枝	龍谷大学 教授
住民	小林 三紘	
	井尻 常正	
	西田 久美子	
	藤村 安則	
	吉田 義男	
	町議会議員	遠山 健太郎
町職員	東 充洋	
	西山 義憲	上牧町 副町長
	阪本 正人	上牧町 総務部長

【事務局】政策調整課 中川理事（事務局長）、俵本課長補佐、日高係長、大坪主査、吉田主事
総務課 山下課長

【答 弁 者】堀内上牧町議会議員 竹之内上牧町議会議員 議会事務局 山本局長

【傍 聴 者】1名

【次 第】1・開会
2・議題 条例の検証について(第3章・第9章)
3・その他
4・閉会

【議 事】

1・開会

事務局から、欠席委員はおらず、全委員出席のため、会が成立していることの説明があった。

事務局から、配布資料の確認があった。

事務局から、過去の委員会において後日回答としていた内容について、担当課からの回答について以下のとおり説明した。

第6条「未成年のまちづくり参画の権利」（第4回委員会）の検証において、子ども議会が隔年されていることに関する遠山委員からの意見に対する回答として、教育総務課は、子ども議会については、隔年開催であるものの、対象となる生徒の選出にあたっては、半数が

生徒会役員で、残りの半数については、次期生徒会の担い手の育成を目的に2年生を対象としていること、また、生徒会役員からの選出は3年生が主体であるが、役員に1年生が在籍していれば、子ども議会議員の選出対象となるとし、議会に向けての意見、要望の提出については全学年が対象であることから、指摘のあった公平性の確保について、どの学年の生徒にも均等に機会を得られるよう対策を講じているとの考えを示した。その他、子どもたちの育成にあたり、上牧町の将来への関心を高めていくため、議会事務局、首長部局と連携し、取り組んでいけるよう考えたいとした。

第3条「基本原則」（第3回委員会）の検証において、上牧町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画に関する藤村委員からの意見に対する回答として、福祉課は、障がい者計画のなかで、「障害者差別解消法」や奈良県が制定した「障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」の理念を落とし込んでおり、計画の基本理念、基本目標、計画推進にあたっての基本的視点及び推進施策として計画に反映されているとした。また、実施事項として、合理的配慮については、ハード面ではすべての課において、車いすのまま対応可能なローカウンター化の整備や総合案内窓口、電光案内板、配置図の設置、2000年会館における多目的トイレたおもいやり駐車場（6台分）の整備を行っており、ソフト面においては手話養成講座のほか、全職員を対象としたまほろばあいサポート研修を実施し、合理的配慮に関する啓発を行うなど、行政サービスの向上にも取り組んでおり、その他、住民に向けての周知啓発として、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」のリーフレットの設置やヘルプマークの受付も行っているとした。

また、第3回委員会での参考資料のなかで、生き活き対策課の回答がすべて「特になし」となっていることに関して藤村委員から質問をいただいていた件について、事務局は、庁内での照会の段階において、課題を記載する項目に回答がなかったものについては「特になし」としているが、評価を見るとB評価のものもあるので、必ずしもすべてにおいて課題がなく事務が行われているということではないと考えていると見解を示した。

第30条「個人情報の保護」について、参考資料のなかで、上下水道課の自己評価でA評価とされていながら、課題として「運用変更慣れていない部分がある」としていることに関して藤村委員から指摘があったことについて、事務局は、担当課に確認したところ、個人情報の保護にあたっては、改善が図られるたびに、その都度運用変更があるため、事務レベルでは慣れるのに苦労している部分はあるものの、管理者の指導のもと対応はできているという回答であったと説明した。

藤村委員からは、福祉課の回答を受け、一応できているということだと思うが、障がい者差別解消法を読んだが、実感としてできていると感ぜられなかったと質問に至った趣旨を

説明した。また、議事録に関して、過去の議事録において依頼していた修正対応がされているか、また、第4回議事録（資料2）の質問と回答の記載について、文脈がおかしいとの指摘があった。質問書の取扱いについても説明を求めた。

事務局は、過去の議事録の修正対応については、公表の段階で、最終確認のうへ対応するとし、第4回議事録に関する指摘については、質問の趣旨に基づいて適切な表現に修正させていただくとした。また、質問書については、事務局から全文読み上げたと回答した。

2・議題 条例の検証について（第3章・第9章）

①第8条 議会の役割と責務

藤村委員から、条例、要綱、規則等の見直しを行ったか質問が上がる。

答弁者は、見直しの作業は議会では行っていないと回答した。その理由として、議会が立法として取り組んだのは、平成14年の政治倫理条例と平成25年の議会基本条例のふたつで、議会基本条例についてはまだできて5年で検証結果として改正は不要と考えているとした。また、町から提出された条例等については、町において見直し作業が行われたのちに、議会において検証していくものだと考えていると回答した。

小林委員から、取り組みの課題として、立法活動についてはここ3年間実績がないとされており、取り組みの成果として政策提案については、一般質問や委員会審議において実施したとされているが、政策提案に対する議会の認識と直近3年間の政策提案による成果について質問が上がる。

答弁者は、議会が一般質問を通じて行った政策提案の例として、町内小中学校のエアコン設置、公用車の事故防止のためのドライブレコーダーの設置、巡回バスのコースの改正に関するアンケート調査の実施、体育館の半面貸し、町民プールの稼働日の見直しなどがあると回答した。

小林委員は、こうした取り組みについて、町民の認識として、町が主体的に行ったもので、議会がきっかけづくりや政策提案したものと捉えられていないので、各議員個々の動きではなく、議会として、議会だより等でわかりやすく成果を周知するなどの取り組みによって、議会への関心や信頼度を高めてもらいたいと述べ、また、条文中にもある長期的展望を持った政策提案については、様々な課題を踏まえ、町からの提案を待つのではなく、議会として上牧町の将来を見据えながら主体的に取り組んでももらいたいと意見が上がる。

吉田委員は、議会報告会の内容や参加者数などが具体的にわかれば評価ができるので教えてほしいと質問が上がる。

答弁者は、議会報告会の意義として、本条例第8条第3項の説明責任の一環として位置づけできると考えており、議会基本条例においても議会報告会について規定している。まちづくり基本条例ができる1年前より先行して取り組んでいる。議会報告会の内容については、役場庁舎前の横断歩道の改善に関する声があり、執行機関等各所に連絡、要請、陳情に

動き、約半年後に改善措置が取られた例を挙げた。また、議会報告会のなかで空き家・空き地の管理に関する問題提起があり、議員有志で行った視察の結果を踏まえて、議会での質問に取り上げ、政策提案を行ったことで、この12月議会で条例制定された実績について紹介した。

吉田委員は、そうした内容を報告書に記載していただきたいと意見を述べた。

土山委員は、現状の取り組みへの意見や指摘も政策提案に含まれると思うが、その成果が見えてこないのので、議会としての成果について、積極的な広報を行うべきであると述べた。

また、住民からすると、自分の意見がどのように取り扱われたのかというのはとても重要なので、その意見が政策提案として反映されていく過程で、議会において如何にしてブラッシュアップされたうえで一般質問に至ったものであるかということがわかるようにしたほうがいいという提案があった。また、議会基本条例の検証についても成果として、言及された方がいいと述べた。

小林委員から、第2項に関し、非公開の委員会があったか質問が上がる。

答弁者は、この4年間において非公開の委員会はないと回答した。

委員長は条例改正の必要は無いと結論した。

②第9条 議会の権限

藤村委員から、成果のひとつとして、町民提案型のバリアフリー基本構想の策定ができたことについて、議会での審議、理解があってできたものであるとし、評価できると意見を述べた。

委員長は条例改正の必要は無いと結論した。

③第10条 議員の役割と責務

小林委員は、取り組みの成果と今後の課題の記載内容と評価が合致していないと指摘した。

答弁者は、議会としての判断が難しい部分であり、指摘の趣旨は理解できるが、議員12名の受け止め方の範囲が広く、議員としてやるべきことについての認識が違うため、表現が非常に難しかったと回答した。

小林委員から、議員間での認識にバラつきがあるということが問題であり、町民からすると期待にそぐわないかたちであると思うが、そのままでもいいという認識なのか、改善していいという認識なのか質問があった。

答弁者は、議会のなかで、議員のあるべき姿、議員の役割と責務について議論が足りないというのが実態であると感じており、議会基本条例さえも見直すべきではないか、実態とかけ離れた部分があるのではないかという意見がないわけではなく、あるべき姿の議論以前の認識の乖離があるというのが正直なところであると説明した。

土山委員は、町民の代表機関として最良の意思決定を行う責務を担うためには、今後も継

続した第2～4項における資質の向上が必要であるという内容にすればどうかという提案があった。

答弁者は、ご指摘のとおりだと述べ、あわせて、第8条第5項との統一を図り、少しでも上を目指す努力をするのが正しいと考えると回答した。この会議のなかに、議員のうち1/3が出席しているが、生の声として受け止め、持ち帰って勉強会等を通じて検討すると回答した。

吉田委員から、今後の方針において、今後の方向性で「A」とされているが、次の5年間のなかで、議員間の認識の差など、あいまいな点についても改善されると理解しているのかと質問があった。

答弁者は、ご指摘のとおりとし、本条例のなかでは選挙公報に関する内容もあるが、選挙公報を活用し、議会の立場として、関係者、特に有権者のかたに選挙公報を読んでもらうべき姿の議員を選んでいただけるようお願いしたいと述べた。

藤村委員は、議会では研修に参加した結果について、どのように情報共有されているのかと質問があった。

答弁者は、研修報告については、議会事務局に報告書を提出しており、今年度についても、上牧町でこども支援課ができたことに伴い、そうした取り組みをより推進するため、11月には全議員において滋賀県長浜市、愛荘町への研修を行ったところである。また、その研修において得たことについては、議員個々が議会において反映するという形をとっていると説明した。また、広報かんまき、議会だより、町ホームページにおいて反映できるようにしていきたいと述べた。

中川副委員長から、町民からの信頼性を高めるために、各議員の研修の内容や行先、回数などを可視化するのはどうかと提案があった。また、せっかく労力を割いて取り組んでおられるので、第8条の議会報告会でも年2回の開催という記載に止めるのではなく、開催時期や場所や意見、一般質問に取り上げた数などを記載し、第9条の条例の制定・改廃についても、提案件数のうち可決、否決について記載し、成果について知ってもらうべきであると述べた。その他、政治倫理条例について、生駒市での事例が紹介され、本町の政治倫理条例は資産報告の義務のないものとなっているが、住民の信用度を高めるために改正を検討されたらどうかと提案があった。

委員長は条例改正の必要は無いと結論した。

④第37条 取り組み状況の評価

遠山委員は、議会などでの提案が反映されていて改善が図られているが、条例の取り組み状況の取りまとめにあたっては、労力をかけすぎず、うまく簡素化していただきたいと意見を述べた。

藤村委員は、この内容でいいのではないかと述べた。

吉田委員は、成果と課題についての自己評価をされていると述べた。

委員長は条例改正の必要は無いと結論した。

⑤第 38 条 条例の見直し

藤村委員は、条例の文言等の見直しそのものよりも、条例のなかで「別途定めます」としていながら何も対応できていないところがあり、今後どうしていくのかと課題を感じているので、時限を設けるなどについて検討していくべきではないかと考えると述べた。

中川副委員長は、改正の必要はないと考えるが、自己評価における成果と課題の記載方法について、活動量（アウトプット）と社会的変化（アウトカム）が混在しているので、後者で記載することを心がけるべきであると述べた。また、土山委員の過去の発言でもあったが、見直しすることが課題ではなく、条例が施行された結果、どのようなよりよい変化が生まれしてきたのかというところに着目したレポートの作成を目指し、特に参画・協働については劇的に変わっていく可能性があるとの、枝葉末節にとらわれず、そういう点に注目して、魅力的な評価書にすべきであると提言した。

委員長は条例改正の必要は無いと結論した。

⑥第 39 条 条例の改正

委員長は条例改正の必要は無いと結論した。

3・その他

報告書の作成について

スケジュール

報告書の内容については、事務局調整のうえ最終案を作成し、内容確認については、各委員に対し文書でやりとりを行うことで決定された。

4・閉会

以上